

日身ア連第 20-1 号  
令和 3 年 1 月 1 2 日

登録会員各位

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟  
会 長 橋 本 和 典  
(公印省略)

### 緊急事態宣言発令に際して

登録会員の皆様におかれましては、日頃より当連盟の各種事業に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 1 月 8 日、政府より、新型コロナウイルス感染症に関して 1 都 3 県を対象とする緊急事態宣言が発出されました。全国的かつ爆発的な感染拡大の可能性も否定できず予断を許さない状況であり、また、緊急事態宣言の対象となる自治体が新たに増える可能性も十分にあります。すでに独自の緊急事態宣言を出している自治体や、1 都 3 県への移動自粛のみならず他都道府県への移動自粛を要請している自治体もあります。事態は毎日変動していることから、登録会員の皆様におかれましては、各自治体の要請や施設の状況を逐次ご確認いただきまして、くれぐれも慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、2020 年 6 月 25 日に当連盟 HP に掲載いたしました「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策としてのアーチェリー活動再開ガイドライン 一般社団法人日本障害者アーチェリー連盟版 (強化指定選手・一般登録選手共通)」では、緊急事態宣言が発出された自治体におけるトレーニングは「2、警戒レベル Alert Level A : 緊急事態宣言 (特定地域対象)、トレーニングレベル : Phase1 自宅での個人 (+介助者) トレーニング」となっております。(6 ページ) <https://nisshinaren.jp/news/detail/id/513> しかしながら、今回の緊急事態宣言は、昨年のものとは内容や対象範囲が異なります。

それゆえ、会食等含めた感染予防対策に万全を期し、さらに移動・活動において「各自治体・各施設の要請に従う」という大前提を確実にお守りいただける場合に限り、緊急事態宣言が発出されている自治体におきましても Alert Level を暫定的に「B 相当」といたします。なお、事態の推移に応じ、Alert Level を A に戻すこともあります。その場合、当連盟 HP にて再度ご連絡いたします。

私達、パラアーチェリーに関わる者もまた、多くの方々のご支援やご協力・ご声援に支えられて活動をしています。社会の一員として、困難な中でも、医療関係者はじめ社会を支えてくださる多くの方々に対する感謝の気持ちを胸に、国家的課題である感染拡大防止に協力しあい、決してあきらめることなく、ともにこの難局を乗り越えていきましょう。